松野町分別収集計画

松野町分別収集計画

] 次

1. 基本策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	. 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	• 4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)	. 6

松野町分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難になっており、とりわけ当町の最終処分場の残余容量は5年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③ 町民、事業者、町が一体となった排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の期間は平成20年4月を始期とする5ヶ年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製の容器包装・アルミ製の容器包装・段ボール・ペットボトル・白色の発泡スチロール製食品トレイを対象とする。また、無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器・紙パック・紙製容器包装・プラスチック製容器包装については、計画見直し時点で廃棄物の排出状況を考慮した上で取り扱いを検討する。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位: t/年)

項		目		年		度	20年度	21年度	2 2 年度	23年度	2 4年度
容	器	包	装	廃	棄	物	456	454	450	445	443

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

(単位: t/年)

項	年 度	20年度	21年度	2 2年度	2 3年度	2 4 年度
金	スチール製容器	23	23	23	23	23
	アルミ製容器	15	15	15	15	15
属	小計	38	38	38	38	38
ガ	無色のガラス製容器	41	41	40	40	40
=	茶色のガラス製容器	35	35	35	34	34
ラ	その他の色のガラス製容器	10	10	10	10	10
ス	小計	86	86	85	84	84
紙	飲料用紙製容器	12	12	12	11	11
	段 ボ ー ル	31	31	31	30	30
	その他の紙製容器包装	84	83	83	82	81
類	小計	127	126	126	123	122
プ	ペットボトル	23	23	23	23	23
ラス	白 色 ト レ イ	14	14	13	13	13
ヘチッ	その他のプラスチック製容器包 装(白色トレイを含まない)	168	167	165	164	163
ク	小 計	205	204	201	200	199
合	1111 □	456	454	450	445	443

6. 容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。なお、方策の実施にあたっては、消費者、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、各種団体等にも積極的な協力を呼びかけリサイクル活動を推進する。

- ア、学校、地域住民に対し、教育や様々な機会をとらえ、ごみの減量の重要性や分別収集の必要性について啓発を行い、ごみに対する住民意識の高揚を図る。
- イ、地域社会の集団回収の取り組みを推進する。
- ウ、商品の過剰包装を抑制し簡易包装を求める意識の啓発を図る。
- エ、詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓 発する。
- オ、買い物袋の持参運動の促進

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別 の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を 下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール 製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶 類
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてPET製の容器であって飲料水又は醤油を充てんするためのもの。	PETボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの (白色トレイのみ)	発泡スチロール製食品トレイ

8. 各年度において得られた分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

主としてポリエチレンテレ フタレート (PET) 製の容 器であって飲料、しょうゆ等 を充てんするためのも	5	計) t	5	吉十) t	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
で元(N) 5/こめのも の	例渡量 5 t	(独自処理量) O t	引渡量) 5 t	(独自処理量) O t	引渡量) 5 t	(独自処理量) O t	引渡量) 5 t	(独自処理量) O t	引渡量) 5 t	(独自 <u>如理量)</u> O t
主としてプラス チック製の容器 包装であって上	(合計) 1 t.			計) t		計) t		計) t		計) t
記以外のもの (白色トレイのみ)	 ල 渡量 O t	(独自処理量) 1 t	 (月)渡量) O t	(独自処理量) 1 t	 ල 渡量 O t	(独自処理量) 1 t	 ල 渡量 O t	(独自処理量) 1 t	 (引渡量) O t	(独自処理量) 1 t

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集するものは下表のとおりとする。 スチール、アルミについては、缶類として収集したものを宇和島地区広域事務組合鬼北環境センターにおいて分別(選別)し保管する。ペットボトルについてもペットボトルとして収集したものを宇和島地区広域事務組合鬼北環境センターにおいて減容・結束し、保管する。段ボール、白色トレイについては、松野町リサイクルセンターで保管する。

分別収集の実施主体

	·															
宏哭句	収	集	に	係	る	収	集	•	運	搬	選	別	• 侈	? 管	等	
谷命已	装廃棄物の種類	分	別	\mathcal{O}	区	分		段		階			段		階	
金	スチール・アルミ	上				類	⊞ ⊤* }	町による	ス分	定期心	1 佳	組				合
属	\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac\	Щ				刔	ш1 (<u></u> С Д	(<i>ک</i>)	足朔収	朱	(選別	$\downarrow \longrightarrow \gamma$	保管	;)
紙	EU 75 3		ボ		<u>ー</u> ル		四十/テ ト		トス	5定期収	口生			町		
類	段 ボ ー ル	权				7.0		こよ	⊘	化 期 収	朱	(侟		管)
プラ	^° l + l .1.	^°	1	. 4	ı ı	n .	⊞ ⊤*)	IIナ)ァ ト	. 7	学曲压	ilta Æ	組				合
			ツー			<i>/\u03b4</i>	m) (C ナ		. つ疋朔		以集		減容	$\vec{\xi} \rightarrow \vec{r}$	保管	;)
スチッ	白色トレイ	発	包ス	チ	チロール	- ル	□ +)	m 1 :	7 / 11 11 1		ı			町		
ク	白色トレイ	製	食品	1 1	、レ	1	ш] (_ J	つ	定期収	朱	(侟	1	管)

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は下表のとおりとする。排出から収集・運搬に 係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設整備概要

分	別	区	分	容廃	器 急	① 装 物	収集	容器	ステ	ーシ	ョン等	収	集	車	中間	処理	施設
缶			類	スア	チール						ション ヶ所)						
段	ボ	<u> </u>	ル	段	ボー	ール	無才	省 定	収集2	ステー 内122	·ション ヶ所)	1 t ダンフ (直	トラプトラ	・ック ラック 営)	町リサク	イクルセ	ンター)
~`;	ット	ボト	ルル	%	ットボ	トル					ション ヶ所)						
	包スラ			白	色ト	レイ					·ション ヶ所)						

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制の整備に努める。 また、自治会等住民団体による集団回収を検討し支援を行なう。

- 6 -